

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

チケット購入の際の トラブルに注意!



相談事例

クラシックコンサートのチケットをインターネットで検索し、一番上に表示されたチケット販売サイトが公式サイトだと思い、少し料金が
高いが、有名な演者だからであろうと、よく確認せずに購入した。
公演の3日前に届くはずのチケットが、前日になっても届かないため、
サイトの問合せ先に連絡したが返信がない。公式サイトではなく、転
売仲介サイトで購入してしまったようであるが、どうしたらよいか。

アドバイス



- 公式の販売サイトかどうかをよく確かめてから、チケットを購入
しましょう。
- 転売仲介サイトを利用する場合は、購入する
チケットの転売が禁止されていないか、確認
しましょう。



- ◆検索結果で一番上に表示されるのが、公式サイトとは限りません。
転売仲介サイトの広告の場合があります。
- ◆チケットは公式の販売サイトから購入しましょう。定価で購入できる
上、公演中止などの場合に、払戻し等の補償も受けられます。
- ◆公演の中には、チケットの譲渡や転売等を禁止しているもの、入場時にチケットを購入
した本人であるかを確認するものがあります。このような公演のチケットを転売仲介
サイトから購入した場合、チケットが無効となったり、入場できなかつたりすることが
あるので注意しましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は
消費者ホットライン

☎局番なし 188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら



いつもと違う? もしかして消費者トラブル?

あなたの気づきには、トラブルが隠れているかもしれません。特に、高齢、障がい、認知症などにより判断力が十分でない方は、思わぬ消費者トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

こんなトラブルかも…

「不要な着物を買取る」と事業者が訪ねてきたので、買い取りをお願いすると「貴金属はないか」と事業者が聞いてきた。貴金属を売るつもりはないと断ったが、しつこく見せてもらうだけでいいと言うので、貴金属を見せると、勝手に査定し買い取られてしまった。



インターネットで「初回お試し200円」というサプリの広告を見て注文した。届いた商品を確認すると「定期購入」と記載があった。1回だけと思っていたので事業者に連絡し、スマートフォンの画面が小さく定期購入だとわからなかったと伝えしたが、一切対応しない、次回は10袋届けるので19,000円の支払いが必要と言われた。



見慣れぬ段ボールが積まれている、話好きなのに話そうとしないなど、身近な人が「いつもと違う」と気づいたときは、さりげなく声をかけ、ゆっくり状況をきいてみてください。

「消費者トラブルかもしれない」と思ったときは、ご本人の意思を尊重しつつ、消費者ホットライン188にご相談ください。



若者のための消費生活相談を実施します!

「SNSがきっかけで副業に誘われたがもうからない」「脱毛エステの無料体験に行ったら高額な契約をしてしまった…」こんな契約トラブルはありませんか?お気軽にご相談ください!

日時 令和5年1月16日(月)・17日(火) 9:30~17:00

相談電話 045-311-0999

※ 詳細は神奈川県消費生活課ホームページをご確認ください。



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506



神奈川県



消費生活相談窓口
かながわ消費